センター所長		所長補佐係長		照査		設計	

令和8年度	設計	令和8年10月	工期	令和 9年 3月 5日

委託場所　京都市右京区西京極佃田町　他　地内

排水路除草作業（八条その１）委託　設計書

金　円

内訳

金　円　請負作業費

金　円

金　円

京都市上下水道局

本　委　託　費　内　訳　書

工　種	種　別	単位	設計					差引増減	摘　要
			数　量	支　給 材料費	請負作業費	その他費	計		
排水路除草作業委託	除草工	式	1	円	円	円	円		第１号表
仮　設　工	交通管理工	式	1						第２号表
直接作業費計									
共通仮設費	共通仮設費（率分）	式	1						
共通仮設費計									
純作業費計									
	現場管理費	式	1						
作業原価計									
	一般管理費	式	1						
作業価格									

京都市上下水道局

本　委　託　費　内　訳　書

工　種	種　別	単位	設計					差引増減	摘　要
			数　量	支　給 材料費	請負作業費	その他費	計		
	消費税等 相当額	式	1	円	円	円	円		
本委託費 計									

京 都 市 上 下 水 道 局

第　1　号

工種　除草工　種別　内訳明細書

種目	規格	単位	設計 数量	単価	支給材料費	請負作業費	金額	摘要
除草工		式	1	円	円	円	円	
機械除草工	肩掛式	㎡	1,760.0					
人力除草工		㎡	5,770.0					
処分費		t	4.053					刈草処分

京都市上下水道局

第　2　号表

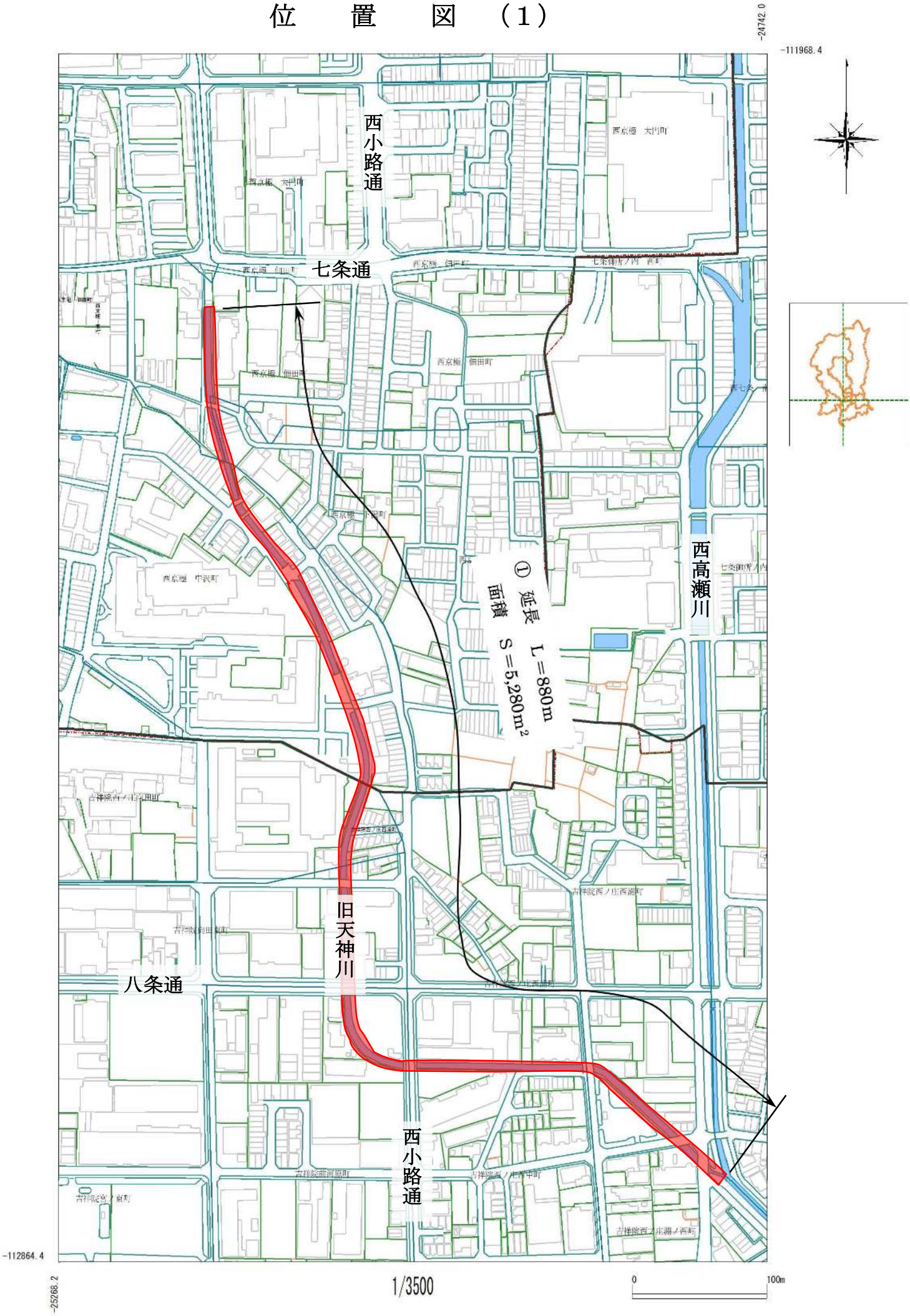
交　通　管　理　工

1　式　当り

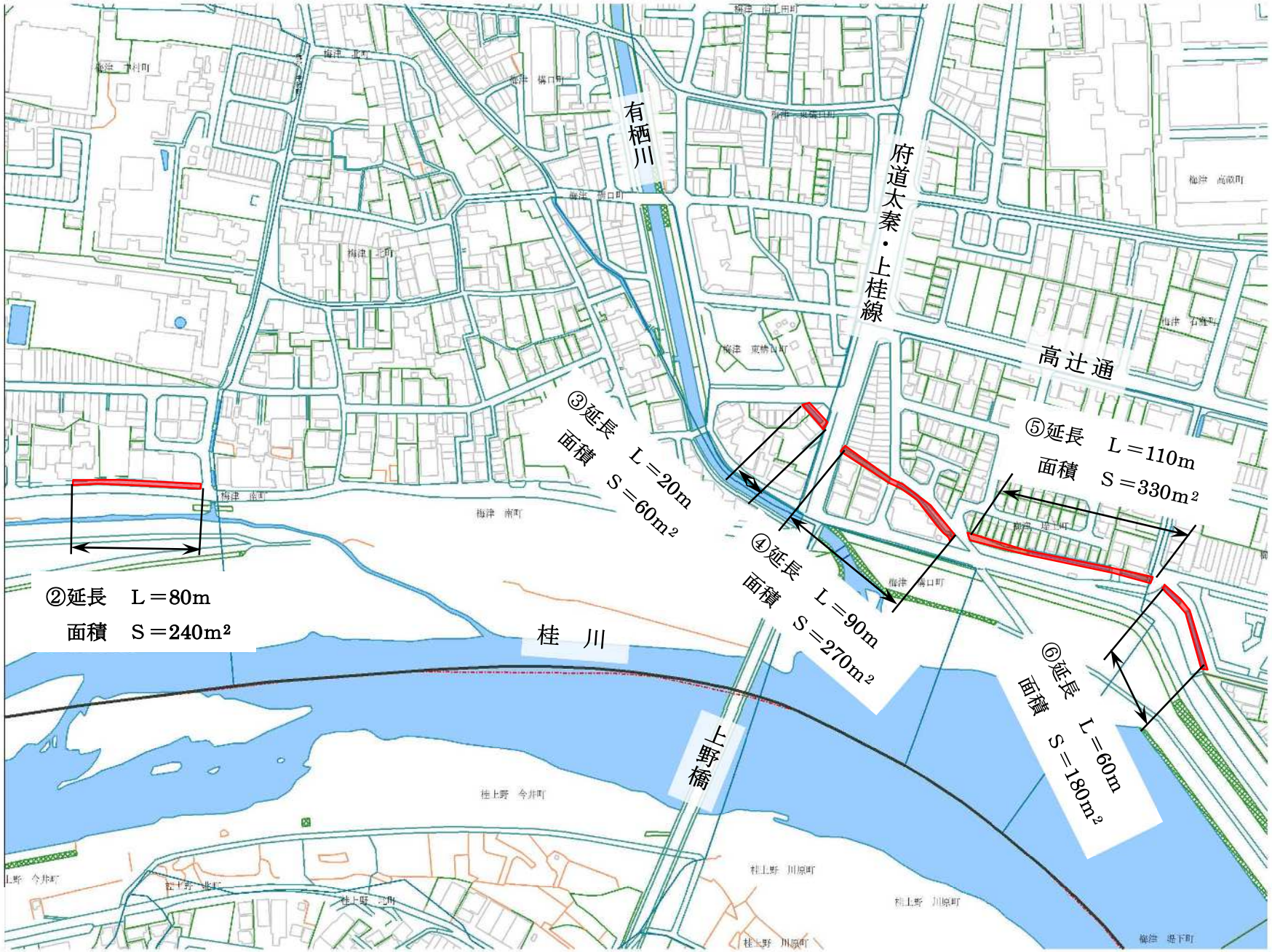
種目	形状寸法	数量	単位	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B		14	人			昼間
計						

京 都 市 上 下 水 道 局

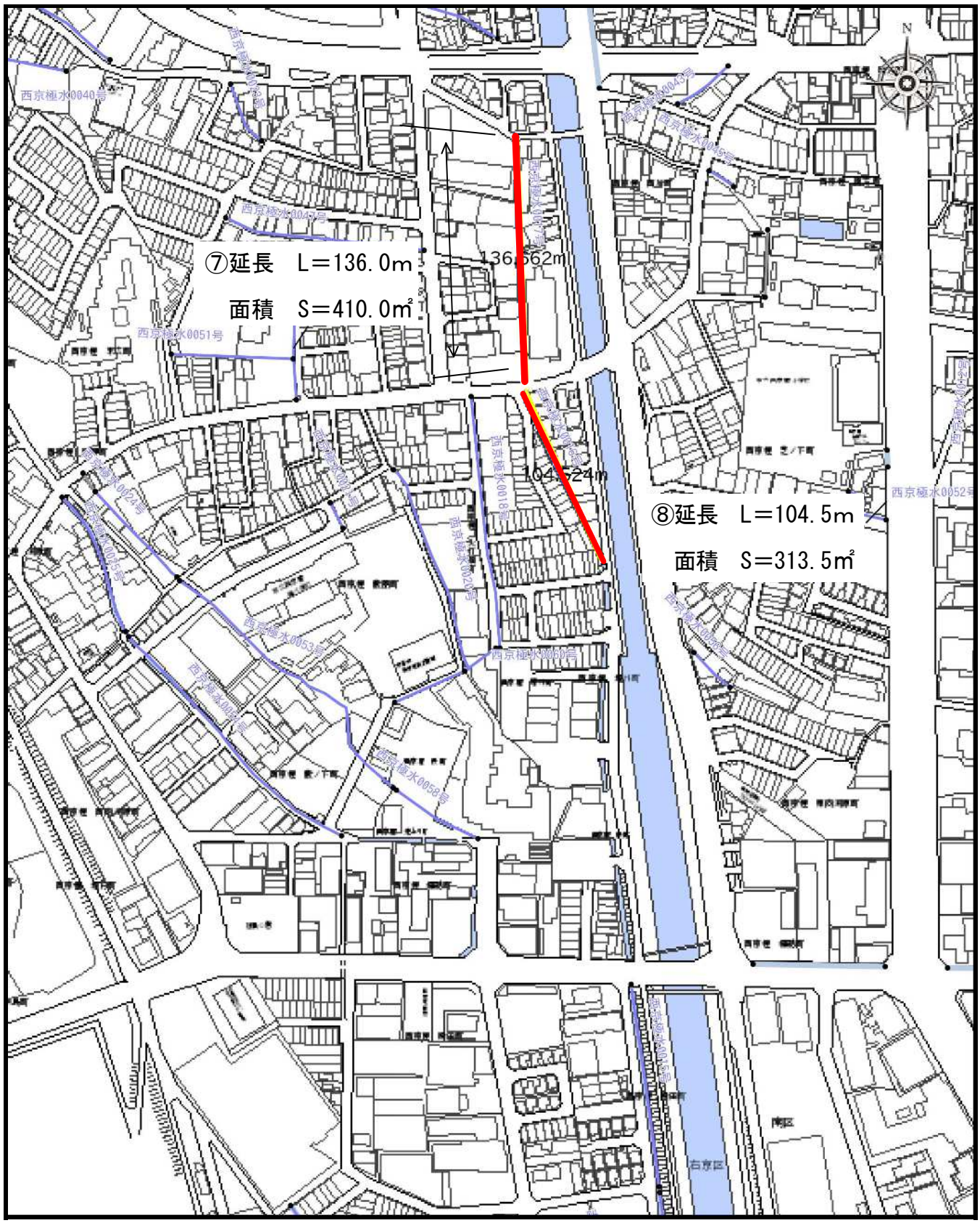
位　置　図　（1）


-24742.0
-111968.4
西小路通
七条通
西高瀬川
① 延長 L＝880m
面積 S＝5,280m²
旧天神川
八条通
西小路通
-112864.4
-25268.2
1/3500
0
100m

位　置　図　（2）

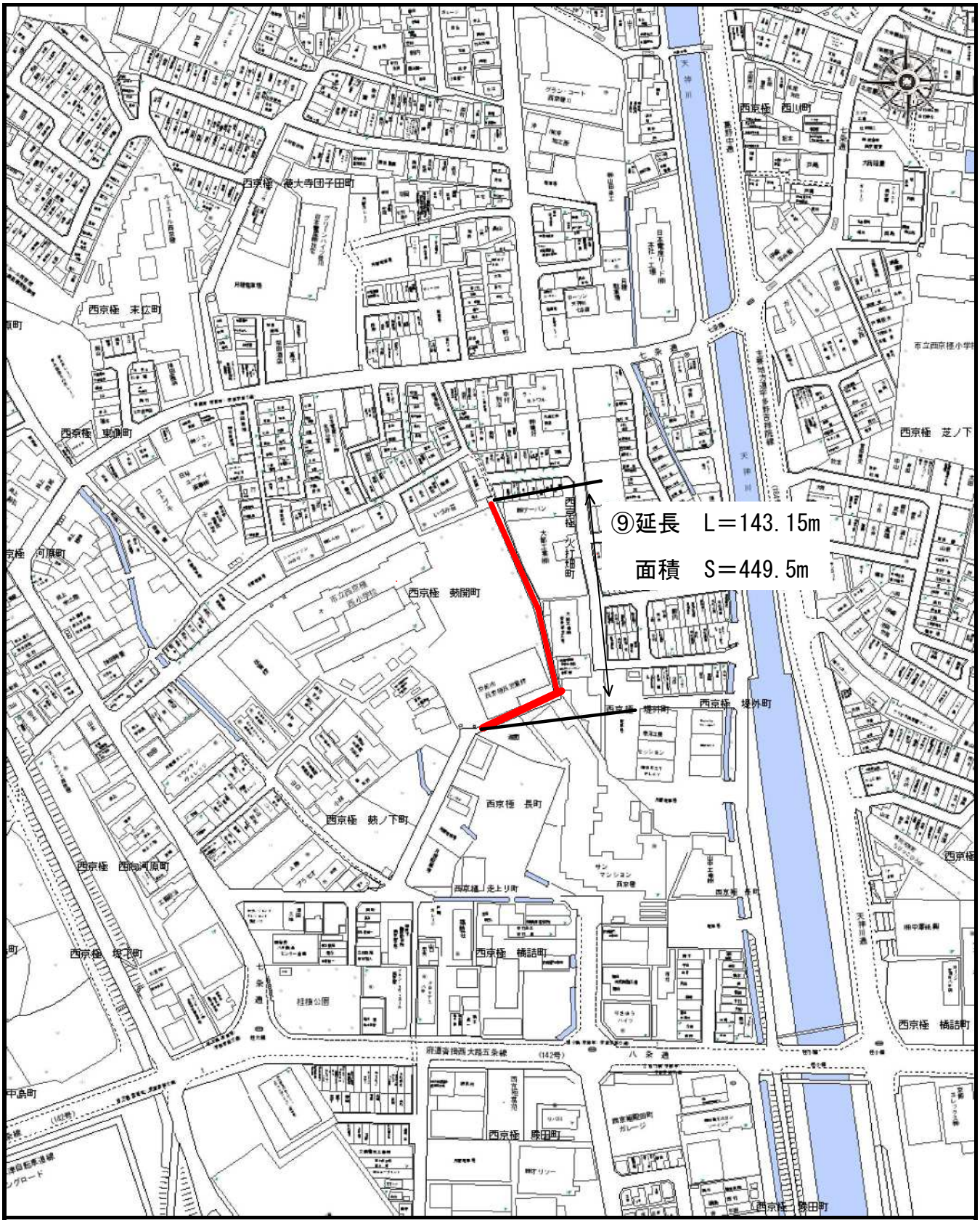

有栖川
府道太秦・上桂線
高辻通
桂　川
上野橋
③延長　L＝20m
面積　S＝60m²
④延長　L＝90m
面積　S＝270m²
⑤延長　L＝110m
面積　S＝330m²
⑥延長　L＝60m
面積　S＝180m²
②延長　L＝80m
面積　S＝240m²
-110566.4
-26630.0
-111169.6
-27435.0
1/3500
0
200m

位　置　図　（３）



1 / 3000

位置図　（４）


⑨延長　L＝143.15m
面積　S＝449.5m
西京極　末広町
西京極　徳大寺団子田町
西京極　西川町
西京極　東向町
西京極　芝ノ下
西京極　河原町
西京極　勧開町
西京極　堤外町
西京極　長町
西京極　勧ノ下町
西京極　西向河原町
西京極　堤下町
西京極　橋詰町
西京極　原田町
七条通
八条通
天神川通

排水路除草作業委託

仕　様　書

京都市上下水道局

令　和　８　年　４　月

第１章　　総　　則

１．目　的

本仕様書は、排水路除草作業（以下「本作業」と言う。）の適正を期する為、受注者が責任をもって施行しなければならない標準を示すものであり、京都市上下水道局契約規程、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、下水道法、建設業法等、その他関係法令等を遵守し、設計図書（本仕様書、特記仕様書、設計書、添付図面等）及び京都市上下水道局担当係員（以下「監督員」と言う。）の指示に従い、完全に施行することを目的として定めるものである。

２．入札意義

本作業の入札に際しては、事前に設計図書及び本作業の内容を十分に理解し、万一疑義がある場合は入札前にこれを明確にし、厳正に行わなければならない。従って入札後の異議申し立ては一切認められない。

３．作業区域

設計書の通り

４．作業期間

設計書の通り

但し、天災地変その他やむをえない事由により期限内に完了不可能な場合には、事前に理由を明記した作業期間延期願書を京都市上下水道局（以下「当局」と言う。）に提出すること。この場合当局の見解において、その理由が正当と認められる場合に限り、これを承認する。

５．書類の提出

受注者は、監督員の指示する様式により、指定期日までに次の各号に掲げる書類等を提出しなければならない。また、提出した書類の内容を変更する必要が生じた場合は、すみやかに変更通知書を提出すること。

⑴　契約後 14 日以内に提出する書類

ア　現場代理人及び主任技術者通知書（経歴書添付）　１部

イ　清掃土砂運搬車両使用通知書　１部

（委託で使用する車両をすべて明記すること）

ウ　作業工程表　１部

エ　緊急連絡通知書　１部

オ　労働者災害補償保険法の規程による書類　１部
（保険の加入証明書の写し、またはそれに代わるもの）

⑵　作業実施日に提出する書類

ア　作業予定報告（毎朝）　監督員の指示する部数

イ　作業実施報告（翌朝）　監督員の指示する部数

⑶　委託完了後に提出する書類（完成検査１０日前）

ア　業務完了通知書　２部

イ　請求書　１部
（様式は京都市上下水道局のホームページで確認すること）

ウ　作業記録写真　１部

⑷　その他監督員の指示する書類　監督員の指示する部数

６．現場体制

受注者は、契約締結後すみやかに、現場代理人並びに清掃の技術及び経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させなければならない。

７．作業時間及び作業日

作業時間は、原則として午前８時３０分より午後５時１５分までとする。また、作業日については、原則として土曜日、祝日、日曜日を除いた日とする。（京都市上下水道局職員勤務規程第８条第１項に規定する休日以外の日）但し、監督員が必要と認めたときは、作業時間、作業日の変更または夜間作業を命ずることがある。

８．官公署手続

受注者は、監督員の指示により関係官公署と十分連絡し、その指示に従い、速やかに作業に関連する諸手続を行うこと。ただし、道路使用許可申請の手続きは当局が行う。

９．その他

本仕様書に明示していない事項についても、作業において当然必要な事項については、受注者の責任において施行しなければならない。

第２章　　作業及び検査

１．作業の内容

（１）本作業は、当局が指示する排水路敷の除草作業を行い、排水路機能の円滑を図るものである。

（２）本作業で発生した資源化可能なせん定枝及び刈草については、京都市の一般廃棄物処分業の許可をもつ再資源化施設で処分すること。

本業務により搬出されるせん定枝及び刈草は、次表に示す受け入れ場所に搬出するものとするが、当該内容の変更については監督職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

なお、受注者の提案により搬出先を変更する場合は、搬出先を提示し、適切な処分が行われているか確認する。

一般廃棄物	受入場所	備考
せん定枝	京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L=6.1km
刈草	京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L＝6.1km

（３）作業順序、方法及び使用機械器具等は、地元住民の要望に添うよう企画し、監督員と協議のうえ準備を整え、その点検承認を受けなければならない。

（４）本作業に際して、駐車可能で作業に支障のおそれのある箇所は、バリケード等を利用して作業困難を排除するとともに、駐停車中のものは、所有者に申し入れ移動させる等の処置を行い、完全に作業を遂行すること。

２．検　査

（１）作業記録写真の撮影については、作業前、作業中、作業完了後の各段階について「記録写真撮影要領」に基づき各施設の状況及び付近の背景を入れて撮影すること。

（２）書類提出後、当局が検査を行う。受注者は検査に立ち会わなければならない。

（３）検査不合格で作業のやり直しを命ぜられたときは、受注者は直ちに作業のやり直しを行い、再検査を受けなければならない。

（４）受注者は、検査の方法について異議を申立てることはできない。

３．交通安全

（１）受注者は、交通安全に万全を期する為、危険防止に十分な措置を講じければならない。

（２）作業現場では、所管警察署・道路管理者及び係員の指示に従い、必要な道路標識・保安施設を設置しなければならない。

（３）交通整理が必要であると監督員が指示をしたときは、受注者は速やかに交通誘導警備員を配置しなければならない。なお、夜間は蛍光塗料を塗布してある作業衣を着用しなければならない。

４．営業障害の軽減

本作業により付近住民の営業に支障があると思われるときは、監督員及び付近住民と協議のうえ、できるだけ障害の軽減を図らなければならない。

５．事故防止

（１）受注者は、作業に際し事故防止に十分留意しなければならない。

（２）受注者は、排水路その他の工作物を破損し、または第三者に損害を及ぼしたときは直ちに必要な措置を講じるとともに、監督員及びその他関係機関に連絡し、受注者の責任において復旧し、または損害の賠償をしなければならない。

６．その他

（１）作業に際し、監督員の指示に従わないとき、または不正な行為があったときは、作業の中止を命ずることがある。

（２）作業に必要な電力・水道の設備費、及び料金は全て受注者の負担とする。

（３）受注者は、作業予定報告書及び作業実施報告書を提出すること。